

(4) 運輸施設整備事業団が保有する業務用土地に係る特例措置の延長
(特別土地保有税)

内 容

運輸施設整備事業団が行う造船設備及び土地の保有・譲渡業務（旧造船業基盤整備事業協会の承継業務）のための土地に係る特例措置の適用期限を7年延長する。

特別土地保有税：1 / 3 課税（保有分）